

平成27年11月9日

(公財) 日本関税協会門司支部
保税部会 会員各位

(公財) 日本関税協会門司支部
保税部会長 牛山 啓二

保税・非違事例勉強会（福岡会場）の開催について

平成27年度門司支部保税部会研修事業の一環として、保税・非違事例勉強会を下記のとおり開催します。この研修は、初めて実施する研修で、本年度、福岡市と北九州市（平成28年2月開催予定）で2回開催します。

受講希望者は、別紙様式により、11月20日（金）までに、門司支部事務局へ、FAXでお申し込みください。（FAX：093-331-5731）

記

1. 開催日時：平成27年12月3日（木）
①10：00～12：00
②13：30～15：30

同じ内容の研修を午前、午後行います。いずれかにご参加ください。

2. 場所：福岡港湾合同庁舎 6階会議室
福岡市博多区沖浜町8-1

3. 対象者：保税実務の経験者 各会員企業 2名まで

（今回は、会場の収容能力等の関係で、主に西九州ブロック保税部会会員を対象に案内しておりますが、それ以外の地区的会員も受講可能です。）

4. 事前検討資料：門司支部HP新着情報の「保税・非違事例勉強会（福岡会場）の開催について」の案内文書の3～5ページに事前検討事例を3つ添付します。
参加申込者は、事前に同資料の検討をしておいてください。

5. その他

- (1) 参加者希望者が多数の場合、受講時間帯の調整をお願いする場合があります。その場合は、11月30日（月）までに連絡します。連絡がない場合は、申込の時間帯にご来場ください。
- (2) 研修資料は、事前検討事例を含め、当日配布します。筆記用具を持参してください。
- (3) 福岡港湾合同庁舎での駐車場確保は困難ですので、公共交通機関又は近隣の駐車場のご利用をお願いします。

お問い合わせ先：(公財) 日本関税協会門司支部 Tel：093-331-5730

12月3日・非違事例勉強会

「保税・非違事例勉強会」参加申込書

FAX宛先：093-331-5731

(日本関税協会門司支部事務局)

場所：福岡港湾合同庁舎 6階会議室

日時：平成27年12月3日（金）

① 午前の部：10:00～12:00

② 午後の部：13:30～15:30

申込者

会社名：_____ 担当者名：_____
電話番号：_____ FAX：_____

| 参加者氏名 | ① 午前の部 10:00～12:00 | ② 午後の部 13:30～15:30 |
|-------|-----------------------|-----------------------|
| | | |
| | | |

- (注) 1. 参加者名を記入し、受講希望の時間帯(①か②)に○を入れてください。
2. 参加者多数により、調整をお願いする場合は、事務局から連絡します。
申込通りの場合は、連絡いたしませんので、指定の時間にご来場ください。

申込締切：平成27年11月20日（金）

お問い合わせ先：(公財)日本関税協会門司支部 TEL：093-331-5730

事例① 記帳義務違反（その1）

1 事業の概要

Z社は門司税関管内に3箇所（A、B、C）の保税蔵置場を有し、保税台帳はすべてNACCS管理資料とし、同管理資料の取得時期は3箇所とも毎週水曜日としている。

内部監査人は、保税業務（NACCSも熟知）の経験が長い、課長（D）が担当しており、平成27年6月11日（木）と12日（金）、A・B蔵置場に対する内部監査を実施し、C Pの履行状況や管理資料の取得状況も確認し、指摘事項はなく、「貨物管理状況は良好」とする報告書を総合責任者及び税関へ提出していた。

A蔵置場は、平成7年8月に保税蔵置場の許可を受けた倉庫と野積場で、中国來の衣類及び木製品等をCYから保税運送で搬入し、通関場所として利用しており、輸出貨物はバン詰め後、CYへ運搬して通関している。

平成27年5月上旬、中古自動車の輸出通関場所としているB蔵置場の保税担当者からA蔵置場の保税担当者（E）へ「中古自動車の台数が多く、B蔵置場では蔵置するスペースがないため、20台をA蔵置場で通関してほしい」旨の要請があり、A蔵置場のEはこれを承諾した。

5月11日（月）、A蔵置場へ20台の中古自動車が搬入され、翌12日（火）、A蔵置場の搬入担当者（F）は、通関業者作成のECRと自動車のシッピングマーク等を対査し、異常なしとして記帳担当者（NACCS担当：G）へ報告した。

報告を受けたGは、輸出に関するNACCS業務に慣れていなかったため、B蔵置場の記帳担当者にNACCSへの登録方法を確認し、概ね理解した上で、5月13日（水）にBICを行った。

当該自動車は、14日に輸出申告され、同日輸出の許可を受け、その後、搬出担当者は輸出許可情報と対査確認のうえ、Gへ報告しないまま搬出したが、Gも輸入許可と同様と考えていたため、搬出登録を失念し、7月16日（木）に行われた税関支署の保税業務検査により、記帳義務違反と指摘された。

なお、B蔵置場では、平成26年12月、保税職員の巡回時に蔵置場外の場所で内容点検を行っていたところを発見され、関税法第30条違反（保税地域外蔵置）として指摘を受けている。

2 原因及び問題点

本事例における非違の原因及び問題点についてご検討願います。

3 非違の点数及び対応策

- (1) 本事例に係る非違の合計点数は何点でしょうか。
- (2) 再発防止策としては、どのようなことが考えられるでしょうか。

事例② 記帳義務違反（その2）

1 事業の概要

Y社は門司税関管内に保税工場1箇所及び工場構外の保税蔵置場1箇所を有しております、当該蔵置場では、保税工場で製造された内貨製品を受け入れて、輸出通関場所として活用している。（蔵置場の保税台帳はマニュアル台帳）

同社では、保税工場で製造された保税製品は、保税工場内の製品倉庫で積戻申告し、積戻許可を受けてコンテナに詰めて搬出している。

平成27年4月14日、保税工場の保税担当者から、同社の物流子会社G（通関業者）の通関担当者Aを通じて、蔵置場の搬入担当者Bに「工場の製品倉庫が満庫になりそうなので、保税製品10トン（20袋：500KG／フレコンパック）を蔵置場で通関してほしい」旨を連絡した。

4月16日、通関担当者Aが書面による保税工場から蔵置場への保税運送申告を行い、同日10時に承認を受けた。

同日15時にトラックで保税製品が蔵置場に到着し、16時30分までに搬入作業を終了したが、蔵置場の搬入担当者Bは当日不在で、搬入作業を行った現場作業員はこれまでと同様に搬入した貨物は内貨製品と認識していた。

4月23日、通関担当者Aは他の業務に気を取られ、蔵置場へ運送された製品が保税製品であることを失念し、本来であれば、RCRを作成するところを、ECRを作成し、蔵置場の搬入担当者Bも保税製品であることに気づくことなく、通常どおり、ECRと貨物の対査確認を行い、異常がないことを記帳担当者（C）に報告した。

Cは保税製品であることを知らされていなかったため、通常どおり、4月23日にBICを行い、翌日24日に輸出許可を受けてコンテナに詰めた後、搬出したが、保税台帳には、搬入日を4月23日、搬出日を24日として記帳した。

平成27年6月17日（水）に行われた税関支署の保税業務検査により、記帳義務違反と指摘された。

2 原因及び問題点

本事例における非違の原因及び問題点についてご検討願います。

3 非違の点数及び対応策

- (1) 本事例に係る非違の合計点数は何点でしょうか。
- (2) 再発防止策としては、どのようなことが考えられるでしょうか。

事例③ 貨物収容能力増減等の無届

1 事業の概要

A社は、自社所有の鉄骨造平屋建の倉庫1棟（2,200 m²）について、平成24年7月に保税蔵置場の許可を受けて、主に雑貨や製材等の蔵置・輸入通関場所として利用している。

同蔵置場の保税担当者は、税関、関税協会主催の研修会及びMOU連絡会には必ず参加し、同研修会参加者を講師とした社内研修会も実施し、記録を作成のうえ、総合責任者まで報告している。

また、内部監査は、他社で15年の保税業務経験者を採用し、同者が内部監査人として年1回、CPの履行状況及び各種保税手続き等を確認しており、直近は平成27年6月に実施し、指摘事項はなく、「適正」との報告書を総合責任者及び税関へ提出している。

同社では本年2月以降、製材の取扱いが増加し、既存の蔵置場では対応しづらい状況となったことから、本年3月に社内会議を開き、安価なテント倉庫2棟を新設（1棟600 m²：合計1,200 m²）することを決定した。

新設のテント倉庫は、4月8日に着工し、5月20日に完工した。

同社は、6月1日から保税蔵置場として利用するため、5月22日に管轄の税関保税部門に「貨物収容能力増減等の届」を提出したが、届出を作成した者は上司（営業課長）から1棟のみ蔵置場とする旨の指示があったため、当該届出の内容は「変更しようとする延べ面積(増)：600 m²」と記載していた。

届出のあった当日、保税部門において現場確認を行い、蔵置管理担当者に確認し、残りの1棟は外貨を置くことはないと回答があった。

平成27年7月15日、保税部門職員が蔵置確認を行ったところ、蔵置場ではない場所（棟）に外貨製材が置かれていたことを発見し、急遽、当該蔵置場に対する業務検査を実施した結果、6月1日以降、15件（ハウスBL）の外貨を同じ場所に蔵置していた事実が判明した。

2 原因及び問題点

本事例における非違の原因及び問題点についてご検討願います。

3 非違の点数及び対応策

- (1) 本事例に係る非違の合計点数は何点でしょうか。
- (2) 再発防止策としては、どのようなことが考えられるでしょうか。